

令和元年分(平成31年分) 税の申告ははじまります

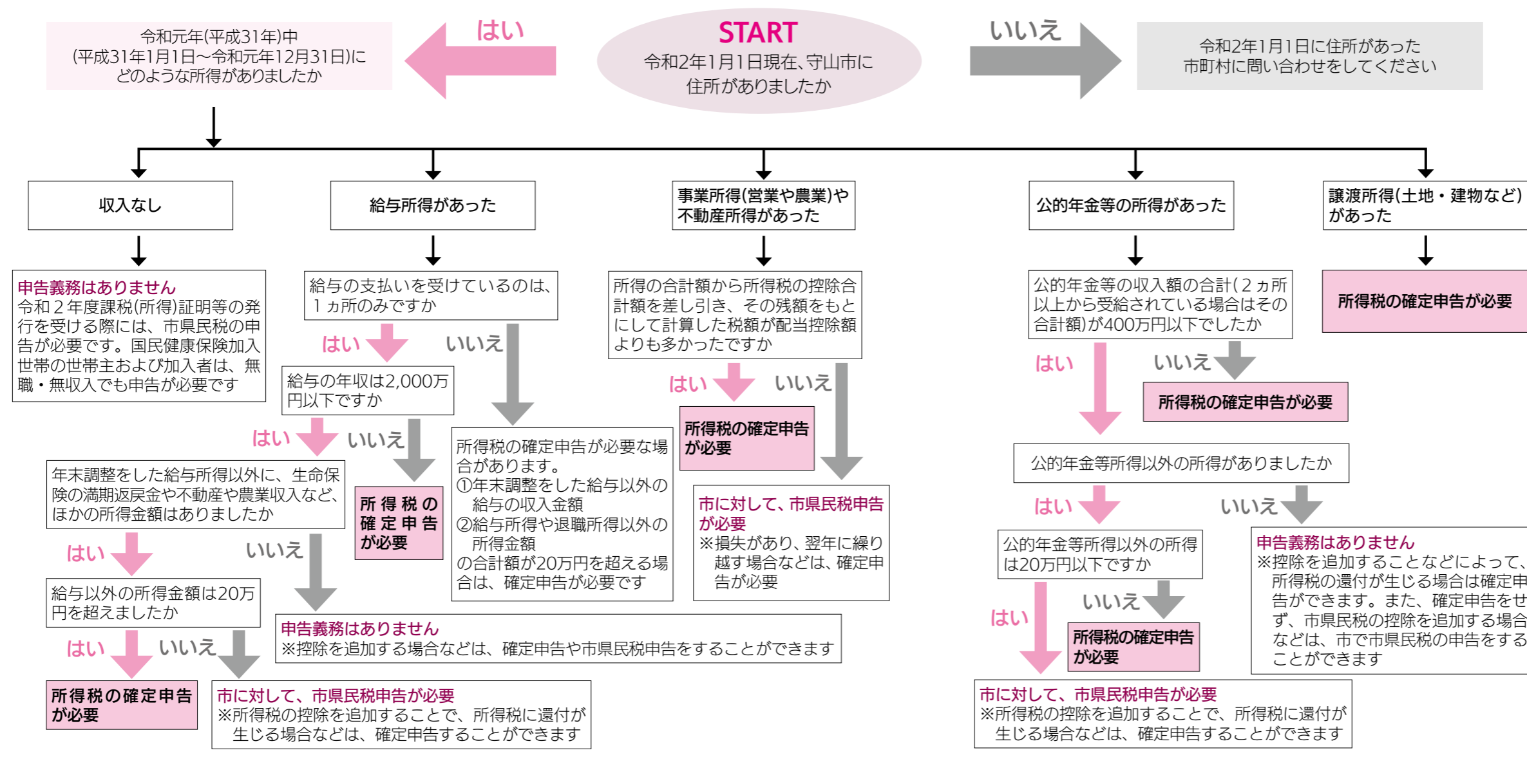
岡草津税務署 ☎(562)1315 市税務課 ☎(582)1115 ☎(583)9738

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日除く

令和元年分(平成31年分)所得税の確定申告と令和2年度市県民税の申告が始まります。期間中の受け付けは、巡回会場を設け、市県民税の申告や給与・年金・農業などの所得者や還付申告者などの所得税の確定申告および市県民税申告の相談と受け付けを行います。期間中、税務課窓口での申告相談や受け付けはできません。草津税務署(所得税の納付や還付がある人)または市の巡回会場へお越しください。すでに税務署へ確定申告書を提出した人は市県民税申告は不要です。なお、守山市に申告できる人は令和2年1月1日に守山市に住民票があった人です。それ以外の人は1月1日に居住していた市区町村へ申告してください。

このフローチャートは一般的なケースです。下記以外の所得がある人など、不明な点がある場合は、市税務課へご確認ください。

申告が必要かどうかをチェックしよう!



申告に必要なもの

- ・(必要書類がない場合、受け付けできないことがあります)
- ・「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付があった人)
- ・印鑑認め印可)
- ・源泉徴収票(給与と所得等および公的年金等の受給者)
- ・収支内訳書(営業所得、農業所得、不動産所得がある人)
- ※申告時には、必ず「収支内訳書」を作成のうえ持参してください。「収支内訳書」が無い場合、申告の受け付けはできません。
- ・生命保険料などの各種証明書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける人)
- ・配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類(配偶者特別控除を受ける人)
- ・国民年金保険料支払証明書または領収証書
- ・医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人)

※令和元年中(平成31年中)に支払った医療費の領収書などをもとに、自身で作成してください。

- ・寄附金受領証明書(寄附金控除を受ける人)
- ・株式配当の配当金支払通知書
- ・振込口座の分かるもの(所得税の確定申告で還付を受ける人)
- ・個人番号カードの写し(両面)(無い人は通知カードの写しと運転免許証などの本人確認書類の写し)

所得税の還付申告

- 次の場合、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ① 株式配当や年金、講演料収入などから源泉徴収された税額が算出税額より多い人
 - ② 医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける人
 - ③ 年の途中で退職し再就職しなかった人
 - ④ 年末調整の時に申告漏れとなっていた控除があり、新たに控除の追加をする人

国税庁ホームページで申告書が作成できます

e-tax(国税電子申告・納税システム)の手続きが済んでいる人は、作成データを電子申告することができます。

申告書は、e-taxによる送信のほか、郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱へ投かんすることで提出することができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。草津税務署に確認してください。



ホームページ

各会館などを巡回して申告指導を行います

市の申告会場巡回日程表

受付時間 午前9時～11時
午後1時～2時30分

△印の自治会 午前9時～11時
▼印の自治会 午後1時～2時30分

※今年度から受付終了時間が午後2時30分に変更になりました。

	受付自治会名	申告会場
2月		
17日(月)	新庄・服部・小浜	中洲会館
18日(火)	立田・幸津川	
19日(水)	開発・大曲 ▼水保	北公民館
20日(木)	△今浜△美崎 ▼中野小林 ▼北川ニュータウン	速野会館
21日(金)	木浜・ネオペラヴィータ守山・ベルヴィータウン木浜 ▼中野	
25日(火)	播磨田 ▼阿比留▼ラフィーネ守山	河西会館
26日(水)	小島・布施野・今市・荒見・川中 ▼笠原▼中▼川辺	
27日(木)	△川田△喜多△田中 ▼河西ニュータウン ▼河西ハイム	
28日(金)	大門・横江・弥生の里・金森 金森山柿・三宅稲葉・サムズ守山	市民ホール
3月		
2日(月)	三宅・森川原・山賀・杉江	小津会館
3日(火)	大林・欲賀	
4日(水)	△千代△阿村△古高 ▼伊勢▼二町▼大鳥	エルセンター
5日(木)	勝部・焔魔堂 ▼今宿	
6日(金)	赤野井・矢島	地域総合センター
9日(月)	石田・十二里	
10日(火)	吉身西町・吉身中町 ▼吉身東町▼レック ス式番館	市役所(大ホール)
11日(水)	△泉町△元町 ▼本町▼梅田町	
12日(木)	下之郷・岡・立入 ▼浮気▼グラウンドメ ゾン守山	
13日(金)	市内全域	
16日(月)	市内全域	

○整理券の配布は、午前8時から行います(午前・午後の区別なく通番で配布します)
○午前中の来場者が多い場合は、午前の受付終了を早めて、午後に来場をお願いすることがあります。

★申告会場でマイナンバーカードの申請相談を行います

時3月13日(金)、16日(月)午前9時～11時

所市役所 大ホール

関市民課

☎・☎(582)1122 ☎(583)9737

市の申告会場で受け付けできない申告があります

下記項目については草津税務署で相談してください。
また、下記以外でも相談内容が複雑なものは、草津税務署での申告をお願いすることがあります。

- ・青色申告
- ・初めて事業所得を申告する人
- ・株式や土地建物などの分離譲渡所得(公共収用を除く)の申告
- ・総合譲渡(ゴルフ会員権の譲渡など)の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- ・亡くなられた人の申告(準確定申告)
- ・平成30年分以前の申告
- ・繰越損失がある場合の申告
- ・雑損控除を受ける場合の申告
- ・草津税務署から来署案内を受けている人
- ・草津税務署から確定申告書類の送付を受けている事業所得や不動産所得のある人
- ・収支内訳書の書き方の指導を受けようとする人(農業所得を含む)
- ・事業等の収入金額が1千万円を超える人
- ・相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に関する申告



草津税務署での申告

2月17日(月)から確定申告を受け付けます

※2月3日(月)～3月16日(月)は、草津税務署の駐車場は利用できません。

◆休日でも申告できます

2月24日(月・振休)、3月1日(日)は、草津税務署(大津市京町三丁目1-1)で大津・草津税務署の合同申告作成会場を開設します。草津税務署では会場を開設しません。また、駐車場はありません。

税理士による確定申告の相談と受け付け(無料)

時2月20日(木)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

※混雑状況により早めに相談受け付けを終了する場合あり。

所守山商工会議所

対還付申告をする人(公的年金等受給者・給与所得者が対象)、住宅借入金等特別控除を受ける人、不動産所得・事業所得の申告を行う人

他譲渡所得や贈与税、相続税に関する相談は行いません。

還付申告の受け付け

時2月7日(金)午前9時30分～11時30分、午後1時～3時

所市民ホール 小ホール 他詳しくは広報1月15日号をご覧ください。